

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正により、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたことによる退職手当の支給制限並びに返納命令及び納付命令を行おうとするときは、当該処分を受ける者の意見を聴取しなければならないこととなった。
- (2) (1)の意見の聴取の手続は、鳥取県行政手続条例の聴聞に関する規定を準用して行うこととなったことに伴い、退職手当制度の統一的な運用を確保する観点から職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する統一的な手続規則を新設する。

2 規則の概要

- (1) 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続について必要な事項を定める。
- (2) 施行期日は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村が実施する災害時要援護者対策等の防災及び危機管理対策を支援するため、鳥取県防災・危機管理対策交付金の対象事業を拡大する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県防災・危機管理対策交付金の対象事業に、次の事業を加える。
 - ア 災害時要援護者に係る対策に関する事業
 - イ 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業
- (2) 各市町村に交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金の額の算定の基準となる項目（以下「算定基準項目」という。）に、災害時要援護者の数を加える。
- (3) 算定基準項目ごとの単価は、次のとおりとする（現行 知事が別に定める金額）。
 - ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数 7,500円
 - イ 女性の消防団員の数に2を乗じて得た数と男性の消防団員の数とを合計した数 3,000円
 - ウ 自主防災組織に加入する世帯の数 70円
 - エ 災害時要援護者の数 60円
- (4) 施行期日は、公布日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、退職手当の新たな支給制限及び返納の制度が設けられたことに伴い、退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 退職手当に係る支給制限等の行政処分を行う退職手当管理機関（原則として職員に対して懲戒免職等処分を行う権限を有する機関）がない場合の取扱いを定める。
- (2) 条例の規定により、退職手当に係る支給制限等の処分を受けるべき者に通知しなければならないこととされる当該処分を行う理由を付記した書面の様式を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例が廃止され、魚類に係る疾病の検査等に係る手数料の徴収を鳥取県手数料徴収条例で行うこととしたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県手数料徴収条例（現行 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例）に規定する魚類に係る疾病の検査等に係る手数料を証紙により収入する歳入とし、証紙により収入する歳入に関する規定から鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例に係る規定を削除する。
- (2) 施行期日は、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例が廃止されることに伴い、鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。